

第三十四回国会 内閣委員会 議 録 第四十二号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 高橋 禎一君

理事 高橋 等君 理事 前田 正男君

理事 石橋 政嗣君 理事 石山 權作君

理事 田万 廣文君

内海 安吉君 始岡 伊平君

谷川 和穂君 橋本 正之君

保科善四郎君 山口 好一君

大原 亨君 柏 正男君

久保田 豊君 杉山元治郎君

田中織之進君 中原 健次君

八木 一男君 門司 亮君

出席政府委員

總理府總務長官 福田 篤泰君

總理府總務副長 佐藤 朝生君

官 員 高田 正巳君

厚生事務官 秋田 大助君

議員 八木 一男君

議員 田万 廣文君

議員 山田 眞澄君

厚生事務官 中村 一成君

長(社会局生活課 門 員 安倍 三郎君

五月十七日

委員生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

柳田秀一君辞任につき、その補欠と

して鈴木善幸君、田中織之進君及び

五月十六日

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

して生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

大原亨君が議長の名で委員に選任

された。

同 日

委員大原亨君辞任につき、その補欠

として柳田秀一君が議長の名で委員に選任された。

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

して生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

大原亨君が議長の名で委員に選任

された。

同 日

委員大原亨君辞任につき、その補欠

として柳田秀一君が議長の名で委員に選任された。

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

して生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

大原亨君が議長の名で委員に選任

された。

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

して生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

大原亨君が議長の名で委員に選任

された。

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

して生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

大原亨君が議長の名で委員に選任

された。

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

して生田宏一君、飛鳥田一雄君及び

大原亨君が議長の名で委員に選任

された。

同 日

委員鈴木善幸君、田中織之進君及び

八木一男君辞任につき、その補欠と

同(西村関一君紹介)(第三八五七号)

同(帆足計君紹介)(第三八五八号)

同十八件(松浦定義君紹介)(第三八五九号)

同(森島守人君紹介)(第三八六〇号)

同外六十一件(森本靖君紹介)(第三八六一号)

同外二十件(八百板正君紹介)(第三八六二号)

同外百六十六件(八木昇君紹介)(第三八六三号)

同外百三十一件(横路節雄君紹介)(第三八六四号)

同(河上丈太郎君紹介)(第三八六五号)

同外十二件(川村義義君紹介)(第三八六六号)

同外七十一件(兒玉末男君紹介)(第三八六七号)

同外百一十一件(佐野憲治君紹介)(第三八六八号)

同外四件(櫻井奎夫君紹介)(第三八六九号)

同外二十九件(鈴木茂三郎君紹介)(第三八七〇号)

同外二十四件(田中織之進君紹介)(第三八七一号)

同外百二十七件(田中武夫君紹介)(第三八七二号)

同外十三件(中井徳次郎君紹介)(第三八七三号)

同(中原健次君紹介)(第三八七四号)

同外二件(永井勝次郎君紹介)(第三八七五号)

同(西村関一君紹介)(第三八五七号)

同(帆足計君紹介)(第三八五八号)

同十八件(松浦定義君紹介)(第三八五九号)

同(森島守人君紹介)(第三八六〇号)

同外六十一件(森本靖君紹介)(第三八六一号)

同外二十件(八百板正君紹介)(第三八六二号)

同外百六十六件(八木昇君紹介)(第三八六三号)

同外百三十一件(横路節雄君紹介)(第三八六四号)

同(河上丈太郎君紹介)(第三八六五号)

同外十二件(川村義義君紹介)(第三八六六号)

同外七十一件(兒玉末男君紹介)(第三八六七号)

同外百一十一件(佐野憲治君紹介)(第三八六八号)

同外四件(櫻井奎夫君紹介)(第三八六九号)

同外二十九件(鈴木茂三郎君紹介)(第三八七〇号)

同外二十四件(田中織之進君紹介)(第三八七一号)

同外百二十七件(田中武夫君紹介)(第三八七二号)

同外十三件(中井徳次郎君紹介)(第三八七三号)

同(中原健次君紹介)(第三八七四号)

同(西村関一君紹介)(第三八五七号)

同(帆足計君紹介)(第三八五八号)

同十八件(松浦定義君紹介)(第三八五九号)

同(森島守人君紹介)(第三八六〇号)

同外六十一件(森本靖君紹介)(第三八六一号)

同外二十件(八百板正君紹介)(第三八六二号)

同外百六十六件(八木昇君紹介)(第三八六三号)

同外百三十一件(横路節雄君紹介)(第三八六四号)

同(河上丈太郎君紹介)(第三八六五号)

同外十二件(川村義義君紹介)(第三八六六号)

同外七十一件(兒玉末男君紹介)(第三八六七号)

同外百一十一件(佐野憲治君紹介)(第三八六八号)

同外四件(櫻井奎夫君紹介)(第三八六九号)

同外二十九件(鈴木茂三郎君紹介)(第三八七〇号)

同外二十四件(田中織之進君紹介)(第三八七一号)

同外百二十七件(田中武夫君紹介)(第三八七二号)

同外十三件(中井徳次郎君紹介)(第三八七三号)

同(中原健次君紹介)(第三八七四号)

同外二件(永井勝次郎君紹介)(第三八七五号)

同(西村関一君紹介)(第三八五七号)

同(帆足計君紹介)(第三八五八号)

同十八件(松浦定義君紹介)(第三八五九号)

同(森島守人君紹介)(第三八六〇号)

同外六十一件(森本靖君紹介)(第三八六一号)

同外二十件(八百板正君紹介)(第三八六二号)

同外百六十六件(八木昇君紹介)(第三八六三号)

同外百三十一件(横路節雄君紹介)(第三八六四号)

同(河上丈太郎君紹介)(第三八六五号)

同外十二件(川村義義君紹介)(第三八六六号)

同外七十一件(兒玉末男君紹介)(第三八六七号)

同外百一十一件(佐野憲治君紹介)(第三八六八号)

同外四件(櫻井奎夫君紹介)(第三八六九号)

同外二十九件(鈴木茂三郎君紹介)(第三八七〇号)

同外二十四件(田中織之進君紹介)(第三八七一号)

同外百二十七件(田中武夫君紹介)(第三八七二号)

同外十三件(中井徳次郎君紹介)(第三八七三号)

同(中原健次君紹介)(第三八七四号)

建設省、北海道開発局及び運輸省港湾建設局定員外職員の定員化に関する請願(戸叶里子君紹介)(第三八七六号)

国立試験研究機関職員の待遇改善に関する請願外三十八件(岡良一君紹介)(第三八七九号)

靖国神社の国家保護反対に関する請願外二十三件(杉山元治郎君紹介)(第三八八〇号)

伊勢神宮及び靖国神社の国家保護反対に関する請願外百三十四件(杉山元治郎君紹介)(第三八八七号)

金錫勲章年金及び賜金復活に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第三八九〇号)

長野県に災害救助用(リュウブター)隊招致に関する請願(中澤茂一君紹介)(第三九一一号)

同(原茂君紹介)(第三九一二号)

同(松平忠久君紹介)(第三九一三号)

衆議院解散に関する請願(石村英雄君紹介)(第三九二二号)

自衛隊特車等により県道の損害補償等に関する請願(山中貞則君紹介)(第三九五六号)

本日の会議に付した案件

同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百一十一名提出、衆法第四二二号)

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

内閣委員会議録第四十二号

昭和三十五年五月十七日

第一類第一号

運動に従事してゐる一人に

いたしまして、今日の民主主義の日本に、古い封建時代の身分制度に基づく差別の残滓が残つておるといふことを、非常に残念に思ふのでございます。その意味から、この審議会においては、最初にも申し上げましたように、ぜひとも部落の実態に関する徹底的な調査をまず行なわれまして、その上に立ちまして、いろいろ国費多端のおりからでありますから、一度には参りませんとは存じますけれども、一つこの機会に、もうわれわれの子供たちの時代にはこの問題で国会で議論することのないような解決策に向かつて進むように、委員会としての活動の計画を立てる上についても、提案者のお考えをこの機会に伺つておきたいと思ひます。

と申しますのは、ただいま秋田提案者から御説明になりました部落の数、あるいは人口の問題につきましても、これは政府の資料によるといふことを断られておりますけれども、私の承知する限りでは、今度とられました政府の資料もかなり古い資料ではないかと実は考えられるのであります。私どもの調査では未解放地区、いわゆる同和地区の数は全国で約六千、住民は約三百万、こゝういふふうに押えておるのであります。先年も、ちやうど二、三年前であります、予算委員会政府から資料の提出を願つたのであります。その場合においても、該当地区がないと表示されている県に実は相当の部落があるといふようなことも、具体的に地名等をあげた調査をわれわれは持つておるようなわけでありまして、そゝういふ意味で、繰り返して申し上げるようでありまして、この審議会が充足いたしましたならば、

もちろんその運営は内閣にて行なわれることに当然なることと思ふのでありますけれども、提案者の方では今お述べになりました部落の実態、実数の押え方という点について、いささか現実と食い違いがあるのではないかとこゝういふことが考えられます。そこで、こゝうした部落の実態調査——そこにおきましては職業の問題につきましても、あるいは文化的な環境の問題につきましても、いろいろな点におきまして一般とは違ふ大きな問題がありまして、そゝういふ問題についての実態把握の上で立つて、抜本的な対策をこの審議会を立てていただきたい。その意味で、この審議会を充足させたならば、相当な意気込みを持つてこの問題の解決に当たらうといふ心がまえが、提案理由の中でこの審議会の存続期間を二年間に限定したといふところにもうかがわれるのであります。これらの点について私が希望するような形で審議会の運営がなされるものであるかどうか、この点について提案者側から御明答を得たいと思ひます。

○秋田議員 ただいま田中委員からお話は大体私も同意見でございます。少なくとも私は同意見でございます。この同和地区の数あるいはその住民の世帯数、その人口等につきまして、提案者として政府のいわれたいところをかりに提案理由の中にたいたしまして述べたわけでありまして、この点につきましては諸説ふんぶんといいたしておるのが実情でございます。われわれも党の印刷物等には田中委員のおっしゃったように三百万といふ数をあげておるのでございますが、これとても正確な実態調査に基づいた数字では実は

はございません。大体そゝういふことがいわれているといふ数によつたわけでございます。われわれの中でも政府の数は少ないぞといふ説もあると同時に、しかしわれわれが言つてゐるほどまだ多くはないのではないかと、こゝういふふりにも言われております。少なくとも私の関係しておる範囲ではそゝういふことが言われておるのでございます。従つて実態の調査把握なくしてほんとうの対策といふものはあり得ないと思ひますので、そゝういふ考えから審議会を作つていただいて実態を調査していただくことも必要である、それがこの審議会設置法案を提案した大きな理由の一つになつておるわけでありまして、こゝうしてこれが充足した以上は、あまり同和問題であるとかあるいは未解放部落であるとかいふような言葉さえも叫ばれることすら、それがまた差別観念を植えつけていけないといふ議論もありまして、事自体も急速に解決を要する。ただいま先生の言われました通り、われわれの子供の時代には、もうこゝういふ問題は全然拭き去られて、だれの意識の上にも上つてこない、こゝういふ状況にするためには、一日も早く実態の把握とそれに対する的確な対策を樹立いたしまして、これを実施に移すことが必要であらうといふその熱意が、時限立法二年に提案した理由でございます。提案者も大體政府と同じような考えでございますので、その趣旨によつて内閣もまた善処されんことを要する次第でございます。

○田中(義)委員 提案者側に私からも一点、これは希望意見をまじえてお伺いしておきたい点は、この審議会が二十人以上の委員で組織するわけでは

ございます。委員会で成案を得ると直ちに実施するといふ心がまえから、政府の關係行政機関の代表が半数以上あるといふ点については、私自身としては多少の意見を持つておりますが、その点は今後の政府のこの審議会の運営いかん、運営についての心がまえの点で期待していいと思ふのであります。そこで端的に申し上げますと、民間から選びます九名の委員の人数の問題でありますけれども、同じ日本民族の中で、先ほども申しましたように、封建的な身分制の残滓として残つておる問題でございます。その意味で、私さうくばらんに申しますけれども、実はあまり党派の關係のものが強く出るといふことになりまして、私どもの理解では、部落問題といふものは、かつての支配者の分裂政策の一つの現われとして身分差別が行なわれたものが、今日民主主義の世の中になお尾を引いて残つておる。こゝういふことになりましたので、委員の人数につきましては、できるだけやほり——私必ずしも正しい意味における党派制といふものを否定するものではございませんけれども、あまり片寄つたような形の——これまたさうくばらんに申し上げますと、たとえば国会における議員の頭数といふようなことになりましますと、現在の与党と私どもの社会党、民社党等の野党の数は大きく開いておるわけでありまして、そゝういふようなものを一つのバックボーンとして委員の人数が行なわれるといふようなことにはなりません。あまりにも党派的な傾向が強くなるからいがあるのではないかと。その意味で、この法案にもありますように民間の、同和問題

に対して経験を有する、及び意見を有する者、こゝういふことで、委員の選ばれる範囲といふものはおのずから限定されておるといふことを理解いたしておるのであります。委員の人数についてはできるだけこの委員会が中正な立場で、中立的な立場でこの問題の抜本的な対策が立てられるように、委員の人数についての配慮を、これは内閣総理大臣から任命することになりますので、本法が成立した以後の内閣側の運営上の一番最初の課題ではないかと思ふのですが、この点についてはやはり提案者の方から、国会の審議の過程で提案者のお気持といふものがはっきりされておりますが、この法案が成立した後にまず最初に取り組む委員の人数についても、内閣として立法者の意思を当然尊重されることと思ひます。この点もすでに三党間で十分堅持は通じ合つておることと思ふのであります。この点についての提案者のお気持を一つ、私の希望に沿つたよう委員の人数を考えておられることと確信をいたすのであります。この際念のため伺つておきたいと思ふのであります。

○秋田議員 ただいま田中委員からお話もあつて、私大へん喜びをもつて伺つたのであります。私も同意見でございます。この問題につきましては従来いろいろのことが言われておりましたが、これは人道的な立場において、党派感情を別にして論ぜられ、かつ解決が急速にされなければならぬ問題だと考えております。それについてはいろいろの従来ありましたような対立關係と申しますか、対立感情が今後審議会の中に持ち込まれましては、これは

われわれ提案者の希望に、またこれを設置していただくという趣旨に反するものでありまして、委員の人数、特に民間側から総務大臣の任命されずる委員につきましては、同和問題並びにそれに関連して一般的な学識経験を有せられる方が任命せられると同時に、現実問題としては部落関係の団体からも当然選ばれるべきであると同時に、それが単なる党派の感情あるいは党派的な数によって出されるものであつてはならないのでありまして、あくまでも中正な、中立的な観点において、部落の方々が発言の機会を得られるような機構になつておられなければならぬと私も考へております。また提案者三党間の者におきましては、その点について具体的な打ち合わせはいたしておらないのが実情ではございますけれども、提案に至りましたその根底の基礎におきまして、そういう気持であることは私がここに申し上げて間違ひはないと思ひますので、そういう趣旨によつて人選が政府側において内閣総理大臣が行なわれることを私も希望する次第でございます。

○八木(一男)議員 提案者秋田議員に補足いたしました。提案者の一名といたしまして御答弁をいたしたいと思ひます。この問題が超党派的に進められることにつきましては、この法律案が出される三年前からの部落問題が審議された経過から御承知の通りでありまして、岸内閣総理大臣が超党派的にこの問題をやつていくべきだということをはつきりと撤回国会において明言をしておられますし、また自由民主党の総裁としてもそうありたいということ強く表明されておられるわけでありま

す。与党の自由民主党の方々もその意味でこの問題を進められたということ、私も確信をしております。野党側も同じ気持を前から持つておることは御承知の通りでございます。超党派的に進められる。従つて現在の国会の分野というよりなものと関係なしに、ほんとうの意味でよい構成が行なわれるというふうにされることは、各党で意見の一致を見ていることだと提案者の一人として信じているわけでございます。さらにこの法案が特別に部落解放、同和問題に経験を有する者という従来の立法例にない言葉を使ひました点が、特にこの法案の一つの特徴であります。といひますのは、学識経験というものが、大ていの審議会の構成メンバーにそういう言葉がうたれておりますけれども、単なる学識経験のみでは、この問題は理解をする人が少ないし、この問題だけで処理しては実態に合わないという事情がございますので、この問題の解決に關する限りにおいては、同和問題あるいは部落解放の問題にほんとうに真剣に取り組んで、この問題の実態を完全に知り、この解決についてほんとうに真剣に考へている人の意見が反映しないことには、根本解決にならないという意味から、このような文言が法律に入つてゐるわけでございます。従つて委員の選考については、この法案の立法趣旨に従ひまして、当然政府においては、そのような問題解決に一番の経験を有し、それに最も熱心な人たちの意見が多く反映されるような構成をされることを、私は提案者の一人として信じてゐる次第であります。

○田中(義)委員 提案者に私からは以上の二問で終了いたしますが、この機会に内閣から総務長官においでを願つておりますし、厚生省の方から社会局長さんにもおいでをいたしたいと思ひますので、一点だけ伺ひをいたしたい点があります。

それは今日の十日、十一日の両日に千代田区の社会事業会館で、同じくこの部落問題に關する民間団体としての全日本同和会なるものが発足したことを私も聞いておるのでございます。これが発足するまでの経過についてはいろいろ問題があるわけでありまして、私は今日それをこの席上で問題にしようとは考へないものであります。実は部落問題について民間団体が、私どもの部落解放同盟のほかになつたに全日本同和会なる名称のものができたといふことにつきましては、この問題に取り組んでおる民間人の一人といたしましては非常に割り切れないものを持つと同時に、実は残念に思つております。しかしこれは純然たる民間団体として発足したといふことでございします。この点については私も私も発足に至るまでの経過はどうあるかと、同じ目標に向かつて進むという立場で、今後は先方さんがどういうふうに出るかといふことは別問題で、出方を見てみなければわかりませんけれども、連絡もつて進みたいと思ひます。たまたまこの会の発会式には、総理は出られなかつたやうでありますけれども、内閣総理大臣から祝辞も述べられておる。そこで与党関係の同和対策議員懇談会の関係の諸君も来賓として多数参列されたように伺つておるのです。そこでこの団体が未解

放部落を中心として下部に流れておりますところを見ますと、これに對して政府が次の予算編成の時期なり適当な時期に何らかの助成措置をする、こういうふうな関係で、時の政府との緊密な連絡をとるということの意図ではないかと思ひます。けれども補助金云々の問題をこの団体の関係者から下部へ流してある文書等々あります。この会が終つてから、会長は山口県柳井正男という人でありまして、あるいは事務局局長兼副会長は、戦前のいわゆる融和団体である、なぐなぐられた平沼騏一郎氏が会長であつた日本融和協会の役員であります。たまたま出身の山本正夫、こういうふうな人たちが、十一日の発会式を終わったあとで厚生省で會議をされておる、こういうことも私の方には耳に入つてきておるのであります。この点については、この審議会の設置の問題に關連をいたしまして、ことしも予算の分科会、昨年は予算の本委員会、総理にもやはり民間団体の意見をも十分取り入れて運営するようにといふことを申し上げて、総理もそれに賛意を表されてきておるのであります。たまたま新しく発足した、そういう意味で、政府、与党と緊密な連絡をとられることはわれわれあえて意には申しませんけれども、それに補助金云々というふうな關係を持ちますと、問題が問題だけに非常に片寄つたことになる。先ほども申しましたように部落問題といふのは、かつての封建時代の支配者の人民の分裂支配の具に供されたといふところに問題点が出てくるのであります。民間団体の

中に政府の補助金なり助成金なりをもらつて動く者が出てくるということになると、私は行政そのものが曲がつた形のものになつてくるという危険性を包蔵してゐると思ひます。そういう意味で、この際総理が連絡があつたから、またちやうどこういうことで同和対策審議会等も設置されるというふうな氣運にある關係から、祝辭を述べられたことを私は非難するものではございません。それに關連をいたしまして、この団体が特別に政府の助成を受けるというふうなことに對しての話し合いが、かりに行なわれておるといふことになりまして、これは政府に對して特別にやはり慎重な考慮をしてもらわなければならぬ問題ではないかと思ひます。その点について、この問題の關係懇談会の幹事役という締めくくりをやつておられる福田總務長官に、その間の事情について、私が心配するやうなことがないと思ひますけれども、明確にしたいと思ひます。それから従来は厚生省がこの問題の一つの窓口といふ關係になつておるので、全日本同和会關係の諸君も会ができたからといふことであつた程度に何れたかといふことは当然のことだと思ひますけれども、何か厚生省を中心にして話し合いを持たれたのかどうか、社会局長からその間の事情を明らかにしていただきたい。同時に先ほどから提案者に対して申し上げました点は、本法案が幸いに本院を通過し、参議院においても賛成を得られて成立したときには、運営の衝が当然総理府に置かれることと考へますので、先ほどから提案者から述べられてゐる点はわかるのですが、本案が成立した以上は内閣の責任に

本同和会に関係いたしました方と一緒に会議を持ったというふうなことを聞くがどうかという御質問であります。が、結成がございまして、決議等なさいまして、陳情に見えたことは、陳情に見えました。しかし会議を持った云々というようなことは全然ございせん。当日私ども当局者は別個な、充春関係の都道府県の相談所長を集めて会議をやっております。陳情に見え

に各省に分かれておりまして、責任の分野が明確でなかったわけですね。今回こういうふうには審議会ができたわけですね、その事務局の責任者は、これはたとえば事務局長という職名がありますが、これは内閣の担当参事官、たとえば、そういうふうな方が担当して責任を持って運営をされる、こういうふうなお考えですか。それとも今まで次官会議や閣僚懇談会におきま

で問題となりますのは、非常にむずかしい実態調査をすること、その実態調査の中から部落民の諸君の要求や、そういうものを取り上げて施策にしていくな、こういうことだと思いますが、いろいろ施策については各方面からの施策があると思います。たとえば今まで政府、与党の一部、特に与党の一部におきましては、モデル地区という方策で三十億円ずつ十カ年計画で三百億円

いか、いろいろ御意見もありまじょうが、一応二年ぐらゐを限つてすればできるのではなからうかというふうに考へて、二年に限つたわけであります。同時にまた、あまり同和とか未解放地区とか部落とかいうことが言の端に上ることは、必ずしもわれわれの本旨でない。早くそゝういう言葉もなるべく人の耳に、あるいは口には上らないようにすることが本来必要なのでございまして、

議論がありましたけれども、やはり年次計画を立てて、年次的にしかも総合的に解決策を打ち出していつて、政治の上においてそれを解決していくということが私どもはいいと思います。いいと思いますけれども、希望意見といまして特に記録にとめておきたい点は、モデル地区というような方式をとりますと、たとえば党派的になつてきて、その党派に同調する者に対し

てそういう施策の恩恵を片寄って浴させるような結果になつてくるということは、これは非常に大きな差別行政になりますから、そういうことについて十分超党派的に、実態に即して公平に、しかも年次の、総合的に施策の徹底を期していただきたい。政府も見えておりますので、そういう点についてはくれぐれも慎重にやつて、この部落問題が発生した経過を繰り返すことのないように、問題解決について御留意をいただきたいという切なる意見を申し上げておきます。私の質問を終わりたいと思います。

○福田委員長 ほかに御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 この際、本法案について国会法第五十七条の三の規定により、内閣に対し意見を述べる機会を与えることといたします。福田総務長官。

○福田(篤)政府委員 御提案並びに立法の趣旨、御精神に対しまして、政府は全面的にこれを尊重して対処して参りたいと考えております。

○福田委員長 これにて内閣の意見開陳は終わりました。

○福田委員長 これより本案について討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

同和問題審議会設置法案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

〔参照〕
同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出、衆法第四二号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第三十七号中正誤

ページ 行 誤

四一 七事にある 中にある

六五 末六中で見 中で見て

内閣委員会議録第三十九号中正誤

ページ 行 誤

二四 三対は 対に

九二 末あけま ありま

内閣委員会議録第四十号中正誤

ページ 行 誤

七二 三輸出 輸出

二三 末四やる やめる